

## 第4回地域づくりシンポジウムを開催します

申・問 まちづくり推進課 地域コミュニティサポート係 ☎72-5186

市では、昨年7月、地域と行政が協働して地域づくりに取り組むための指針として、「国東市協働のまちづくりビジョン」を策定しました。

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域のつながりを再構築し、若者から高齢者まで一緒になって、地域づくりを行うことを目指しています。

実際に地域で積極的に活動している方々の取り組みから、私たちにできることを考えてみませんか。

日 時 2月15日(日) 午後1時30分～3時45分

会 場 アストくにさき アストホール

### 内 容

テーマ「やりたいことが動き出す地域の『つながり』づくり」

#### ①基調講演

講師 福岡県香春町まちづくり課

採銅所地域コミュニティ協議会の皆様

#### ②パネルディスカッション

コーディネーター

宮田 太一郎 氏

(一般社団法人地域共生社会とウエルビーイングを考える関愛会アカデミー)

#### パネリスト

大分県内外で地域振興に取り組まれている方々



#### 参加費 無料

(県ホームページ)

講演会詳細

## 国東市LINE公式アカウント 友だち募集中!

防災やイベント、暮らしの情報など市政に関するさまざまな最新情報をLINEを活用してお届けしています！ぜひ、友だち登録をお願いします。



#### 登録方法

LINEアプリをインストール済みのスマートフォンなどで、  
二次元コードを読み込み「追加」をタップ！

公式LINEの  
登録はコチラ



## 要介護認定者の障害者控除・おむつ代の医療費控除にかかる確認書類の発行について

申・問 福祉課 高齢者支援係 ☎72-5164

福祉課では、要介護認定者の障害者控除・おむつ代の医療費控除にかかる確認書類の発行を行います。申告の際に必要な提出物や申告書類の記入方法、控除額・還付額については、税務課（☎72-5156）にお問い合わせください。

### 要介護認定者の障害者控除

障害者手帳などをお持ちでない方でも、市が発行する「障害者控除対象者認定書」を確定申告の際に添付することで、障害者控除を受けることができます。

### 対象者（下記条件をすべて満たす方が対象）

- 認定基準日（令和7年12月31日現在、または死亡日）時点で65歳以上
- 認定基準日（令和7年12月31日現在、または死亡日）を含む介護保険の要介護・要支援認定を受けている
- 要介護・要支援認定にかかる主治医意見書の内容が次に示す判定基準に該当する

#### ・障害者控除

「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がA1またはA2ランクに該当する、または「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ aまたはⅡ bランクに該当する。

#### ・特別障害者

「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がBランク以上に該当する、または「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢランク以上に該当する。

### おむつ代の医療費控除

おむつ代が医療費控除の対象として認められるには、医



師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、要件を満たす方は市が発行する確認書類に代えることができます。

### 対象者（下記条件をすべて満たす方が対象）

- 要介護・要支援認定を受けている
- 要介護・要支援認定にかかる主治医意見書（※）において、①②の両方が確認できる
  - ①「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がB1、B2、C1、C2のいずれかであること。
  - ②「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること、または尿失禁が「現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態」であること。

※おむつ代の医療費控除を受けるのが1年目か2年目以降かで、確認する主治医意見書がかわります。

- ・おむつ代の医療費控除を受けるのが1年目の方
 

おむつを使用したその年に受けた要介護認定、および当該認定を含む複数の要介護認定の有効期間（おむつを使用したその年以降のものに限る）の合計が6か月以上となるものの審査に当たり作成された主治医意見書を確認。
- ・おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方
 

おむつを使用したその年に作成されたもの、もしくはおむつを使用したその年に主治医意見書が作成されていない場合は、その年に現に受けた要介護認定（有効期間が13か月以上のものに限る）の審査に当たり作成された主治医意見書を確認。

要件に該当しない場合、市が発行する確認書の交付は受けられませんが、医師が作成した「おむつ使用証明書」を利用することで医療費控除を受けられる場合があります。証明書が発行できるかどうかなどについては医療機関にご確認ください。

## 給与を支払った方は 給与支払報告書の提出が必要です

問 税務課 市民税係 ☎72-5156

給与支払報告書の提出は、令和7年中の給与収入額を証明するとともに、令和8年度市県民税の計算の基となる大切な資料です。提出義務のある事業所および個人事業主は2月2日(月)までに税務課へ提出をお願いします。